ヴァイオリン科指導者になるには(准指導者制度)

スズキ・メソードのヴァイオリン科指導者になるには、まず『准指導者制度』の研修生になって、実技 や指導法の講習を受けます。

講習を終えて認定試験に合格すると、ヴァイオリン科准指導者に登録され、正式にスズキ・メソードの 指導者として活動できるようになります。

★各用語の解説は9ページ以降をご覧ください。

I. 研修生になるには

『研修生試験』を受けて合格することで、研修生になることができます。

1. 受験資格

研修生試験を受けるには、次の①~④の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 高等学校を卒業している方、またはそれと同等以上の学力をお持ちの方
- ② 本会の卒業制度における「才能教育課程卒業」を修了している方、またはそれと同等の演奏能力をお持ちの方
 - ※ヴァイオリン科「才能教育課程卒業」の課題曲は以下です(いずれか1曲を選択)。
 - ・モーツァルト作曲 協奏曲 第4番 全楽章
 - ・モーツァルト作曲 協奏曲 第5番 全楽章
- ③ 正指導者(1名)の推薦を受けている方、または会長が適当と認めた方 ※「才能教育課程卒業」修了生は、可能であれば親指導者の推薦を受けてください。
- ④ 地区の担当指導者等2名以上による面談を受け、受験を認められた方
 - ※「才能教育課程卒業」修了生は、担当指導者の判断により、面談の省略が可能です。
 - ※面談を希望される方は、下記までご連絡ください。

事務局 指導者養成担当:academy@suzukimethod.or.jp

2. 申請書類

研修生試験の申し込みには、次の①~③の書類を提出してください。

- ① 研修生試験申請書(様式1) *(所定の申請書)*
- ② 研修生試験推薦書(様式2) (所定の申請書)
- ③ 「スズキ・メソードの指導者を志望する動機について」というタイトルの 1,000 字以内の文章 ※原稿用紙に手書きしても、パソコン等で入力しても、どちらでも構いません。

①~③が揃い次第、本部事務局(〒390-8511 松本市深志 3-10-3)までお送りください。 申請書類は、随時受け付けています。

3. 研修生試験

研修生試験では、課題曲の演奏審査と面接を行います。 試験の日時と会場は、申請書類の提出を受けて、個別に設定されます。

課題曲:メンデルスゾーン作曲 協奏曲 ホ短調 より、第1楽章または第3楽章

試験料:11,000円(消費税10%込)

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※伴奏者は受験者ご自身で手配をお願いします。

審査は、原則として地区の担当指導者2名(親指導者を除く)が担当します。 試験結果は、後日郵送でお知らせします。

※事情により対面での審査が難しい場合は、動画による演奏審査や、オンラインでの面接が認められる ことがあります。

Ⅱ.研修生の義務

研修生試験に合格し、研修生として登録されると、次の義務が生じます。

- 公益社団法人才能教育研究会の正会員となること
 - 正会員登録を行い、会費を納入します。

(入会金:5,000円、正会員会費:26,400円/年)

- 全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に出席します。
- 所定の講習を受講し、准指導者資格の認定に向けて研鑽すること

Ⅲ. 研修生の講習

1. 実技・指導法レッスン

教本『鈴木鎮一ヴァイオリン科指導曲集』に含まれる、初歩から「才能教育課程卒業」までの全ての曲 について、受持担当指導者等からレッスンを受けます。

研修生はレッスンを通して、スズキ・メソード指導者としての心得や理念、奏法の他、生徒・保護者へ

の対応等、実際の指導に必要な内容を学びます。

受講料(補助あり): 2,750円/時間(消費税10%込)

受講料(補助終了後):5,500円/時間(消費税10%込)

- ※研修スタートから3年以内、もしくは受講時間が40時間に達するまでは、研修生補助として受講料の 半額を才能教育研究会が負担します。
- ※レッスン時に会場費が発生する場合は、研修生の負担となります。
- ※伴奏者が必要な場合は、研修生ご自身で手配をお願いします。

【曲習得確認試験】

実技・指導法レッスンで学習した教本曲は、曲習得確認試験という形で発表し、立ち合いの指導者(2名以上)による評価を受け、合格することで習得が認められます。試験は以下のように行います。

日時・会場:受持担当指導者が実施時期を判断し、会場を指定する

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

課題曲:教本曲全曲(「才能教育課程卒業」課題曲は1曲を選択)を複数回に分けて発表する。 1回の試験で発表する曲数に制限はなく、複数巻の試験を同日に行うことも可能。

発表方法:試験は全曲暗譜で行う。また、原則としてピアノ伴奏付きで演奏する。

- ※伴奏者は研修生ご自身で手配をお願いします。
- ※ピアノ伴奏付きでの実施が難しい場合は、受持担当指導者の判断により、CD 伴奏または無伴奏で行うことも可能です。

☆研修生の生徒指導について

研修生は、受持担当指導者または親指導者の判断により、親指導者の教室に所属する生徒を指導する ことができます。

指導を認められる条件は、次の①~③を全て満たすことです。

- ① 「キラキラ星導入までのレッスン」を含む初歩指導のレッスンを受講していること
- ② 卒業制度の「初等科」まで(教本1巻~3巻)の実技・指導法レッスンを受講していること
- ③ 実技・指導法レッスンの受講を通じて、スズキ・メソードの理念や指導者としての心得、実際の 指導で重要となる生徒・保護者への対応等を学んでいること
- ※研修生が指導する生徒が卒業検定を提出する場合は、親指導者を通じて、親指導者名で申請してください。

2. 指導現場の見学

研修生は、実技・指導法レッスンの受講と並行して、実際の指導現場を見学します。

個人レッスンは、3名以上の正指導者の教室で行います。

各教室で生徒5名以上を対象に選び、1名につき3回以上連続して見学します。

※研修生が「才能教育課程卒業」を修了している場合は、個人レッスンの見学先を 2 名の正指導者の教室に減らすことが可能です。

グループレッスンは、複数の正指導者のもとで、2回以上見学します。

※地域により、複数の教室での見学が難しい場合は、受持担当指導者と相談の上、夏期学校での見学や オンラインでの見学で代替することができます。

3. 指導現場での高等科までの指導実習体験

指導実習として、実際の教室に赴き、生徒に対する指導を体験します。

実習先は受持担当指導者、親指導者、または同地区の他の正指導者の教室です。

実習の開始時期は受持担当指導者が計画し、合計20時間程度になるよう行います。

実習料:2,750円/時間(消費税10%込)

※研修生が親指導者の教室で生徒の指導をしている場合は、受持担当指導者の判断により、担当指導者 または親指導者が立ち会うことを条件として、親指導者の教室での指導時間を実習時間へ算入するこ とができます。ただし、算入可能な時間は10時間を上限とします。

※代教をしている場合も、担当指導者の判断により、実習時間として認められることがあります。

4. 才能教育法講義の受講

1回90分の才能教育法講義を、年2回受講します。

才能教育法講義が開催されるのは、基本的に会主催行事(全国指導者研究会と夏期学校)の期間中です。 講師は開催ごとに選ばれるので、講義の内容は毎回少しずつ異なります。

受講料:3,300円/回(消費税10%込)

※この他に、実践的な才能教育法を、受持担当指導者による実技・指導法レッスンを通じて修得します。

5. 会主催行事への出席

全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に出席することは、研修生の義務となっています。欠席する場合は、欠席届を提出する必要があります。

全国指導者研究会は、1回につき 15,000 円~20,000 円程度の参加費が発生します。 夏期学校は、研修生として参加するのであれば、参加費の請求は行われません。

- ※行事の出席者には、条件付きで交通費の補助が支給されます。
- ※会主催行事の他に、可能な限りヴァイオリン科または地区主催の研究会にも参加してください。

6. 課題図書の購読について

研修生は、スズキ・メソードの指導者を目指す者として、下記の課題図書と課題動画を必ず購読・視聴 してください。

番号	書名(動画名)	著者(出演者)
課題図書 1	愛に生きる	鈴木鎮一 著
課題図書 2	奏法の哲学	鈴木鎮一 著
課題図書3	才能開発は0歳から(復刻版)	鈴木鎮一 著
課題図書 4	幼児の才能教育	鈴木鎮一 著
課題図書 5	どの子も育つ教育法 -本郷小学校の実験教室-	才能教育研究会 発行
課題動画 1	「どの子も育つ、育て方ひとつ」	鈴木鎮一 出演

課題図書 1「愛に生きる」と課題図書 2「奏法の哲学」に関しては、受持担当指導者または親指導者による講義やディスカッションに参加してください。複数の研修生によるグループ形式での実施も可能です。

講義受講料:3,300 円/回(消費稅 10%込)

※ディスカッションの場合、受講料は発生しません

全ての課題図書と課題動画の購読・視聴を終えたら、スズキ・メソードに関する新たな気づきや心境の変化を整理し、2,000 字程度のレポートを作成して、本部事務局にご提出ください。

※レポートの作成方法は、手書きまたはパソコン等による入力のどちらでも結構です。

7. 講習終了の目安

研修生は3年を目途に全ての講習を修了してください。受講期間は最長6年です。

※講習修了前であっても、受持担当指導者の判断により、特別講師から研究科各曲のレッスンを受講することができます。研修生として受講した研究科各曲のレッスンは、准指導者認定後に正指導者となるために必要な研修の一環として扱われます。

Ⅳ. 准指導者資格の認定

1. 認定試験

研修生の准指導者認定試験として、以下の2つの試験を行います。

(1) 楽器実技試験

全ての講習を修了した後に実施します。

審査員は担当指導者2名、または担当指導者1名と正指導者1名(親指導者を除く)が務めます。

課題曲:「才能教育課程卒業」課題曲より1曲(曲習得確認試験で未発表のもの)

※全楽章暗譜で演奏してください。

試験料:11,000円(消費税10%込)

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※伴奏者は研修生ご自身で手配する必要がありますが、謝礼は本会が支払いますので、請求書または 領収書を本部事務局へ提出してください。

(2) 音楽理論・ソルフェージュ等の試験

研修生は音楽理論、ソルフェージュ(視唱・視奏)、聴音(旋律・和音)について自己研鑽し、任意 のタイミングで試験の実施を申請することができます。

自己研鑽のための教材や検定内容の指針は、文書または動画の形で提供されます。

試験料:5,500円(消費税10%込)

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

☆音楽大学、音楽短期大学、教育学部音楽科等、これに準ずるカリキュラムを有する学科を卒業して いる研修生は、音楽理論・ソルフェージュ等の試験を免除されます。

再試験の実施が必要となった場合は、改めて試験料の請求が行われます。

2. 評価

研修生が准指導者認定に必要な力を身につけているかどうかは、認定試験への合格に加え、以下の 2 つの評価を踏まえて総合的に判断されます。

(1) 指導実習による指導実技評価

指導実習に携わった 2 名の指導者(原則として受持担当指導者と親指導者)が、その際の研修生の指導に対して評価を行い、結果を本部事務局に提出します。

(2) 研修終了後のレポート

研修生は全ての講習を修了した後、任意のタイトルで 1,500~2,000 字程度のレポートを作成し、本部 事務局へ提出します。提出されたレポートを、受持担当指導者と親指導者が読み、評価を付けます。 ※レポートの作成方法は、手書きまたはパソコン等による入力のどちらでも結構です。

3. 准指導者認定の手続き

研修生が全ての認定課題に合格したら、以下のような手続きを経て准指導者資格の認定が行われます。

研修生:住民票の写し、健康診断書、履歴書各1通を本部事務局へ提出する。

受持担当指導者・親指導者:それぞれ推薦状を1通書き、本部事務局へ提出する。

会長:申請書類一式の提出を受け、研修生を准指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長:理事会による決議を経て、准指導者資格の認定について最終的な判断をする。

准指導者認定を受けると……

- ◎スズキ・メソードの指導者として、正式に自身のヴァイオリン教室を開くことができます。
- ◎本会の生徒(会員)を自身の教室に所属させ、指導にあたることができます。
- ※スズキ・メソードのレッスンを受けるには、本会の会員であることが条件となっています。 そのため、認定指導者は、指導する生徒やご家族に会員登録をしていただく必要があります。

V. 准指導者の義務

准指導者として認定を受けると、以下①~④の義務が課されます。

- ① 教育部部員となり、部員資格認定料を納入する。認定料:80,000円(消費税10%込)
- ② 各地区指導者会に所属し、教育部規程を遵守する。
- ③ 才能教育研究会主催行事に参加する(研修生と同じ)。
- ④ 卒業制度における研究科各曲を中心に、特別講師または担当指導者等よりレッスンを受講する (27 時間以内)。レッスンの進め方は指導側の判断により決まり、曲ごとに異なる講師からレッ スンを受講することも可能。
 - ※特別講師が認めた場合は、研究科各曲のレッスン受講は免除されます。

受講料(特別講師):11,000円/時間(消費税10%込)

受講料(担当指導者):5,500円/時間(消費稅10%込)

- ※レッスン時に会場費が発生する場合は、受講者の負担となります。
- ※伴奏者が必要な場合は、受講者ご自身で手配をお願いします。

VI. 正指導者との違い

- 准指導者には、正指導者が持つ被選挙権はありません。
- 准指導者は研究科各曲のレッスンを受講する義務があります。
- ※准指導者は、研究科を含む全課程の卒業検定を提出することができますが、実際に研究科の録音をする際には、あらかじめ特別講師等によるレッスンを1回以上受けていることが望ましいです。

VII. 正指導者資格の認定

1. 認定試験

研究科各曲のレッスンを全て終了したら、正指導者認定試験として、研究科最終課程曲の公開演奏試験 を行います。試験には次の①~③の内、1名以上(最大3名)が立ち合い、審査を行います。

- ① ヴァイオリン科特別講師
- ② 受験者が所属する地区の担当指導者
- ③ ヴァイオリン科正指導者(受験者の親指導者を含む)

課題曲:メンデルスゾーン作曲 協奏曲 ホ短調 全楽章

試験料:16,500円(消費税10%込)

- ※会場費が発生する場合は本会が負担します。
- ※伴奏者は受験者ご自身で手配をしていただきますが、謝礼は本会が支払いますので、請求書または 領収書を提出してください。

本会の指導者はこの試験を聴講することができます。該当地区の指導者には、日時などの情報をお知らせします。

2. 正指導者認定の条件

准指導者が正指導者認定を受けるには、以下の①~③の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 准指導者としての経験が1年以上であること。
- ② 自身の教室に所属する生徒の卒業検定を提出した経験があること。
- ③ 教育部規程を遵守していること。

3. 正指導者認定の手続き

准指導者が認定試験に合格し、認定条件を満たしていることが確認されたら、以下のような手続きを経 て正指導者資格の認定が行われます。

担当指導者・特別講師:各1名がそれぞれ推薦状を1通書き、本部事務局へ提出する。

会長:申請書類一式の提出を受け、准指導者を正指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長:理事会による決議を経て、正指導者資格の認定について最終的な判断をする。

4. 正指導者認定までの目安

准指導者は、原則として認定から3年以内に正指導者資格の取得を目指します。

※准指導者制度における指導者認定の手続きは以上です。 ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。

ヴァイオリン科指導者養成に関する用語説明

◆才能教育研究会/スズキ・メソード関連の用語

用語	解説
本会	公益社団法人才能教育研究会のこと。日本における才能教育(スズキ・メソード)の統括団体であり、その研究実践及び普及を推進している。
教育部	才能教育に関する教育研究機関であり、本会の認定指導者により構成される。本会の指導者として活動をするには、指導者認定を受けると共に認定料を支払い、教育部の部員となる必要がある。
地区	教育部が定める地域区分。「北海道・東北」、「関東」、「甲信」、「北陸越」、「東海」、「関西」、「中国・四国」、「九州」、「沖縄」の 9 つがあり、指導者は自身の居住地に応じていずれか 1 つに所属する。
教本	鈴木鎮一ヴァイオリン指導曲集(才能教育研究会 編)のこと。
卒業制度	本会生徒が、教本の学習段階ごとに設定された課題曲を録音・提出し、 審査を経て卒業と認定される制度。目標に向けて努力する姿勢を養う 他、達成の喜びを積み重ねることで自信を育むことに繋がる。 ※ヴァイオリン科課題曲は次の表を参照。

◆卒業制度 ヴァイオリン科課題曲

科目	曲名/作曲者名
前期初等科	ガヴォット/ゴセック
初等科	ブーレ/バッハ
前期中等科	協奏曲 イ短調 第1楽章/ヴィヴァルディ
中等科	協奏曲 ト短調 第1楽章/ヴィヴァルディ
前期高等科	ラ・フォリア/コレルリ
高等科	協奏曲 イ短調 全楽章/バッハ

才能教育課程卒業 *1つを選択する	*(1) 協奏曲 第4番 全楽章/モーツァルト *(2) 協奏曲 第5番 全楽章/モーツァルト (楽譜は豊田耕兒先生校訂版を使用する)
研究科 A	協奏曲 ホ長調 BWV1042 全楽章/バッハ
研究科 B *lつを選択する	*(1) ロンド/モーツァルト + シシリアーノ/パラディス *(2) 前奏曲とアレグロ/クライスラー + シシリアーノ/パラディス *(3) シャコンヌ/ヴィタリ
研究科C	協奏曲 ホ短調 全楽章/メンデルスゾーン

◆ヴァイオリン科准指導者制度関連の用語

用語	解説
研修生(ヴァイオリン科)	ヴァイオリン科准指導者資格を得るために研修を受ける受講生。担当指 導者や親指導者のもとで実技や指導方法等を学ぶ。初歩指導の研修終了 後は、担当指導者の判断により、研修生としての講習を受講しながら、 親指導者の教室に所属する本会生徒の指導をすることができる。
准指導者(ヴァイオリン科)	本会の指導者職位の一つ。研修生が本制度の講習を終え、試験に合格することで認定される。研究科レッスンを受講して正指導者を目指しつつ、自身の教室を持ち、所属する本会生徒を指導することができる。
正指導者	本会の指導者職位の一つ。研究科レッスンを全て終えた准指導者が、その他必要な条件を満たすことで認定される。自身の教室を持ち、所属する本会生徒を指導することができる。准指導者との違いは、本会の総会における被選挙権を持つこと。
親指導者	研修生がスズキ・メソードの教室で学んだ際に師事した指導者、または 研修受講申込みの際に推薦状を作成し、教本指導や実習に関わる指導者 を指す。准指導者制度における親指導者は指導歴 20 年以上であることが 条件となるため、研修生が過去に師事した指導者の指導歴が 20 年に満た ない、または退会により不在の場合は、担当指導者委員会での協議と会 長の決議を経て、新たに別の指導者が親指導者として就任する。
担当指導者	研修生に対し、親指導者と協力して准指導者認定までの講習を担当する 指導者。各地区に複数名がおり、研修生1名につき1名が受持担当指導者 として配置される。
特別講師	各楽器科を代表する講師。本会の教育部所属ではない。初級指導者また は准指導者に対しては、主に各楽器の演奏と楽曲の解釈を指導する。